

令和8年度福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事業取扱要領

第1 趣旨

県内の住居等に太陽光発電設備及び蓄電設備を設置する場合の費用について、予算の範囲内において次のとおり補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事業補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）及びこの要領の定めるところによる。

- (1) 県内への再生可能エネルギー設備導入を推進するため、県内の住居等に新たに太陽光発電設備を設置する場合の費用について補助金を交付するものとする。
- (2) 再生可能エネルギーの有効利用を促進するため、再生可能エネルギー固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）に基づく電力受給契約を締結しておらず（契約期間満了のものを含む）、県内の住居等の太陽光発電設備に新たに蓄電設備又は電気自動車充給電設備を併設する場合の費用について補助金を交付するものとする。

第2 定義

この要領における用語の意義は、次の各号で定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電設備（以下「太陽光発電システム」という。）
住居等に設置された太陽光発電設備により発電された電気が、受給地点となる住居において消費されるものをいう。
- (2) 蓄電池設備（以下「蓄電池システム」という。）
太陽光発電システムと接続した蓄電池が、太陽光発電システムから発電される電力を充放電し、蓄電池から供給される電力が、当該住居にて使用されるものをいう。
- (3) 電気自動車充給電設備（以下「V2Hシステム」という。）
電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（車両に搭載された蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住居の電力として使用することができるものに限る。以下「電気自動車等」という。）と当該住居とで電力を相互に供給するシステムをいう。
- (4) 住居
居住を用途とする建築物又は居住を用途とする予定の建築物をいう。この場合において、店舗、事務所等と兼用する建築物は、「住居」に該当するものとする。
- (5) 補助事業者
県からの補助を受け、本事業に係る事務を行う者をいう。
- (6) 交付申請者
補助事業者に対して本補助金の交付申請を行う者をいう。

第3 補助金の交付対象者

交付対象者は、補助対象システムを設置する個人（個人事業主を含む。）、法人又は建物区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項に規定する管理者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内に所在する住居に補助対象システムを設置したこと又は建売供給業者等から県内に所

在する補助対象システム付き住居を購入したこと。ただし、初期費用0円モデル及びリースによる設置を除く。

(2) 県税の未納がないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。

第4 補助の対象及び補助額

補助の対象及び補助額は、次のとおりとする。

(1) 補助対象システム

補助対象システムは、次に掲げる要件を満たすシステムとする。

ア 太陽光発電システム

- ① 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであること。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。
- ② 太陽光発電システムにより発電した電気が、住居で消費されていること。
- ③ 太陽電池モジュール・パワーコンディショナは未使用であること。
- ④ 太陽光発電システムの接続契約締結日については、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - a. 固定価格買取制度を含めた余剰売電の場合、受給開始日が、令和7年4月1日から令和9年3月12日までの間であること。
 - b. 自家消費を行っている場合、領収日が令和7年4月1日から令和9年3月12日までの間であること。
- ⑤ 増設分を除き、過去に福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金における、太陽光発電システムに係る補助金の交付を受けていないこと。
- ⑥ 福島県自家消費型住宅用太陽光モデル事業補助金の交付を受けていないこと。

イ 蓄電池システム

- ① 補助対象期間内に国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録をされているものであること。
- ② 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満の太陽光発電システムを設置しており、当該システムは固定価格買取制度に基づく電力受給契約を締結していないものであること。
- ③ 蓄電池システムから供給される電力が、住居で消費されていること。
- ④ 蓄電池・パワーコンディショナは未使用であること。
- ⑤ 蓄電池システムの設置に係る領収書等に記載された領収日が、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - a. 固定価格買取制度に基づく余剰電力買取期間満了を迎える場合
領収日が令和7年4月1日から令和9年3月12日までの間であり、太陽光発電システムの余剰電力買取期間満了日の6か月前以降であること。
 - b. 固定価格買取制度に基づく余剰売電を解約した場合

領収日が令和7年4月1日から令和9年3月12日までの間であり、太陽光発電システムの電力受給契約廃止日の6か月前以降であること。

c. 固定価格買取制度以外の余剰売電の場合

領収日が令和7年4月1日から令和9年3月12日までの間であること。

d. 自家消費の場合

領収日が令和7年4月1日から令和9年3月12日までの間であること。

⑥ 過去に福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金における、蓄電池システム及びV2Hシステムに係る補助金の交付を受けていないこと。

ウ V2Hシステム

① 補助対象期間内に国の補助事業の補助対象設備にV2Hシステムとして、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録をされているものであること。

② 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満の太陽光発電システムを設置しており、当該システムは固定価格買取制度に基づく電力受給契約を締結していないものであること。

③ V2Hシステムを介して電気自動車等から供給される電力が、住居で消費されていること。

④ V2Hシステムは未使用であること。

⑤ V2Hシステムの設置に係る領収書等に記載された領収日が、次のいずれかの要件を満たすこと。

a. 固定価格買取制度に基づく余剰電力買取期間満了を迎える場合

領収日が令和7年4月1日から令和9年3月12日までの間であり、太陽光発電システムの余剰電力買取期間満了日の6か月前以降であること。

b. 固定価格買取制度に基づく余剰売電を解約した場合

領収日が令和7年4月1日から令和9年3月12日までの間であり、太陽光発電システムの電力受給契約廃止日の6か月前以降であること。

c. 固定価格買取制度以外の余剰売電の場合

領収日が令和7年4月1日から令和9年3月12日までの間であること。

d. 自家消費の場合

領収日が令和7年4月1日から令和9年3月12日までの間であること。

⑥ 過去に福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援補助金における、蓄電池システム及びV2Hシステムに係る補助金の交付を受けていないこと。

(2) 補助対象経費

県内において補助対象システムを設置する事業（以下「補助事業」という。）に要する費用であって別表1に掲げるものをいう。

(3) 補助額

補助金の額は、補助対象システムの種別に応じ、次のとおりとする。

ア 太陽光発電システム

1 システムごとの補助金の額は、4万円にシステムを構成する太陽電池の公称最大出力（日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力等）の合計値（kW表示とし、小数点以下2桁未満については切り捨てた値）を乗じて得た額（当該額に1千円

未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)とし、16万円を上限とする。

イ 蓄電池システム

1 システムごとの補助金の額は、4万円にシステムを構成する蓄電池の蓄電容量(kWh表示とし、小数点以下2桁未満については切り捨てた値)を乗じて得た額(当該額に1千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)とし、20万円を上限とする。

ウ V2Hシステム

1 システムごとの補助金の額は定額とし、10万円を上限とする。

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 交付申請者は、補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (2) 交付申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(1件当たりの取得価格が50万円以下の機械及び器具を除く。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間(同省令に定めがない財産については、補助事業者が別に定める期間)内において、補助事業者の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) 交付申請者が補助事業者の承認を受けて(2)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- (4) 交付申請者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業者は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて交付申請者等に報告を求め、又は現地調査等を行うことができること。
- (6) 補助事業者は、交付申請者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができること。
 - ア 補助金の交付の条件に違反したとき。
 - イ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (7) (6)の規定により補助金の交付を取り消した場合には、交付申請者に対し期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金を返還させることができること。
- (8) 補助事業者は、交付申請者に対し、必要に応じて発電量、売電量、買電量等に関する資料の提供について協力を求めることができること。
- (9) 太陽光発電システム及び蓄電池システムについて申請する場合は、福島県が運営・管理する「ふくしま太陽光J-クレジットクラブ」(以下、「クラブ」という。)に入会申込すること、又は入会していること。

ただし、次の場合はこの限りではない。

- a. 法人又は個人事業主である場合
- b. 共同住宅である場合

- c. クラブに登録する太陽光発電設備について、給電部分に住居用途以外(例:店舗兼住宅の店舗部分)が含まれる場合
- d. クラブに登録する太陽光発電設備について、本補助金以外の補助金を活用しており、当該補助制度上、J-クレジット制度への登録を行うことに制限が設けられている場合
- e. クラブに登録する太陽光発電設備が、他の類似制度及びJ-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれかに登録されている場合
- f. V2Hシステムのみを申請する場合

第6 交付の申請

- (1) 補助金の交付を申請しようとする者は、令和8年5月20日から令和9年3月12日までに、次の(2)に定める書類を添えて、補助事業者に補助金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。なお、蓄電池システムとV2Hシステムについては、いずれか一方への補助金の交付申請に限ることとする。
- (2) 補助金の交付を申請しようとする者は、(1)の補助金交付申請書に添付して次に掲げる書類(各1部)を提出するものとする。

一 各システムに共通の添付書類

- ア 申請者本人の住民票(法人の場合は、法人登記簿謄本の「現在事項証明書」)
- イ 福島県の県税納税証明書(未納がないことの証明書)
- ウ 補助金の振込先口座の通帳の写し
- エ その他補助事業者が必要と認めるもの
- オ ふくしま太陽光J-クレジットクラブ入会届(すでに「ふくしま太陽光J-クレジットクラブ」に入会している場合は、設備追加届)、又は入会できない理由書

二 太陽光発電システムの添付書類

- ア 電力会社との関係書類(申請者名義のものに限る)
 - a. 固定価格買取制度に基づく余剰売電の場合
電力会社との電力受給契約確認書の写し
 - b. 固定価格買取制度以外による余剰売電の場合
電力会社との受給契約を結んだことが分かる書類の写し
 - c. 自家消費の場合
系統連系承諾書の写し
- イ 補助対象システムの購入が確認できる工事請負契約書又は売買契約書等の写し
- ウ 補助対象システムの設置に係る領収書の写し(交付申請者が、補助対象経費を支払い、販売業者等が受け取ったことが証明できるもの)及び対象経費の内訳が確認できる資料
- エ 補助対象システムの出力対比表の写し
- オ パワーコンディショナの型式名及び製造番号が確認できる資料
- カ 太陽電池モジュールの設置写真(カラー写真)
 - ① 受給地点となる住居の建物全体写真(太陽電池モジュール設置が確認できるもの)
 - ② 太陽電池モジュールの設置状態を示す写真(設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの)

- キ 建物の登記簿謄本の写し
 - ク 設置する建物が交付申請者の所有物でない場合は、建物所有者の設置承諾書
- 三 蓄電池システムの添付書類
- ア 電力会社との関係書類
 - a. 固定価格買取制度に基づく余剰電力買取期間満了の場合
電力会社からの余剰電力買取期間満了に関する通知書の写し
(電力受給者が申請者と異なる場合は、電力の受給契約者の設置承諾書)
 - b. 固定価格買取制度に基づく余剰売電を解約した場合
電力受給契約廃止のお知らせの写し
(電力受給者が申請者と異なる場合は、電力の受給契約者の設置承諾書)
 - c. 固定価格買取制度以外による余剰売電の場合
固定価格買取制度に基づく余剰売電を行っていないことの誓約書及び電力受給契約確認書の写し(申請者名義のものに限る)
 - d. 自家消費の場合
固定価格買取制度に基づく余剰売電を行っていないことの誓約書及び系統連系承諾書の写し(申請者名義のものに限る)
 - イ 補助対象システムの購入が確認できる工事請負契約書又は売買契約書等の写し
 - ウ 補助対象システムの設置に係る領収書の写し(交付申請者が、補助対象経費を支払い、販売業者等が受け取ったことが証明できるもの。蓄電池システムの購入費が含まれていることが記載されているもの。)及び対象経費の内訳が確認できる資料
 - エ 補助対象システムのメーカー名・型式・製造番号(パッケージ型番で型式・製造番号が確認できない場合は、蓄電池システム及びパワーコンディショナそれぞれの型式・製造番号)を確認できる資料
 - オ 補助対象システムの設置状態を示す写真(カラー写真)
- 四 V2Hシステムの添付書類
- ア 電力会社との関係書類
 - a. 固定価格買取制度に基づく余剰電力買取期間満了の場合
電力会社からの余剰電力買取期間満了に関する通知書の写し
(電力受給者が申請者と異なる場合は、電力の受給契約者の設置承諾書)
 - b. 固定価格買取制度に基づく余剰売電を解約した場合
電力受給契約廃止のお知らせの写し(電力受給者が申請者と異なる場合は、電力の受給契約者の設置承諾書)
 - c. 固定価格買取制度以外による余剰売電の場合
固定価格買取制度に基づく余剰売電を行っていないことの誓約書及び電力受給契約確認書の写し(申請者名義のものに限る)
 - d. 自家消費の場合
固定価格買取制度に基づく余剰売電を行っていないことの誓約書及び系統連系承諾書の写し(申請者名義のものに限る)
 - イ 補助対象システムの購入が確認できる工事請負契約書又は売買契約書等の写し
 - ウ 補助対象システムの設置に係る領収書の写し(交付申請者が、補助対象経費を支払い、

販売業者等が受け取ったことが証明できるもの。V2Hシステムの購入費が含まれていることが記載されているもの。)及び対象経費の内訳が確認できる資料

エ 補助対象システムの型式・製造番号を確認できる資料

オ 補助対象システムの設置状態を示す写真(カラー写真)

- (3) 補助事業者は、(1)の補助金交付申請書の提出があった場合は、第5に定める補助金の交付要件に適合すると認められるもののうちから、先着順に受理する。ただし、申請書の提出時点で不備のあるものにあたっては、当該不備に係る補正が完了した時点で提出されたものとする。
- (4) 補助事業者は、受け付けた補助金申請に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、(1)の受付期間にかかわらず、補助金申請の受付を停止するものとする。この場合、予算の限度を超えた受付日をもって申請の受付を停止するとともに、その翌日の受付日以降の補助金申請は受理しないこととする。また、予算の総額を超えた日の補助金申請書の中から抽選を行い、申請の受付を決定するものとする。

第7 補助金の交付等

- (1) 補助事業者は、交付申請者の補助金交付申請書を受理した後、その内容を審査し、これを適正と認めるときは補助金の交付決定及び額の確定を行い、交付申請者に通知する。
- (2) 補助事業者は、(1)の通知後に交付申請者に対し補助金を支払うものとする。
- (3) 手続代行者
 - ア 補助金の交付申請を行う者は、工事請負契約により補助対象システムを設置した者又は補助対象システムを販売した者に対して別に定める補助金交付申請の手続きの代行を依頼することができる。
 - イ アの規定により手続きの代行を依頼された者(ウにおいて「手続代行者」という。)は、依頼された手続きを誠意をもって実施するものとする。また、この手続きを通じ交付申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。
 - ウ 補助事業者は、手続代行者がアに規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じ調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、指定する期間、代行を認めないことができるものとする。

第8 事業の承継及び財産の処分

- (1) 交付申請者から相続、財産分与等により補助対象システムの所有権を取得した者は、当該事項を明らかにした登記簿その他の書類を補助事業者に提出しなければならない。
- (2) 交付申請者は、当該補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、補助事業者を取得財産処分承認申請書(様式第2号)を提出し、その承認を受けなければならない。

第9 雑則

- (1) 個人情報に関する事項

補助事業者が補助金の交付業務に関して交付申請者から取得した個人情報は、福島県住宅

用太陽光発電設備等導入支援補助金交付事業に係る業務以外には利用しないものとする。

(2) その他

この要領に定めるもののほか、福島県住宅用太陽光発電設備等導入支援事業に係る補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附則

第1 施行日

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 補助対象経費の対象となる項目（第4（2）関係）

ア 太陽光発電システム

太陽電池モジュール
架台
パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）※
その他附属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）
設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事、安全対策費を含む）

※蓄電池システムとパワーコンディショナを併用している場合は、補助対象経費算定にパワーコンディショナを含めるが、当該補助金での補助対象からは除外する。

イ 蓄電池システム

蓄電池
パワーコンディショナ
その他附属機器
設置工事に係る費用

ウ V2Hシステム

V2H
その他附属機器
設置工事に係る費用